

住民自協「信里地域委員会会則」

(設置・名称)

第1条 本会は、篠ノ井地区住民自治協議会会則第11条の規定に基づき設置するものであり、篠ノ井地区住民自治協議会信里地域委員会と称する。
2 事務局は、長野市信里合同庁舎に置く。

(目的)

第2条 本会は、篠ノ井地区住民自治協議会が目標とする地域づくりに寄与すると共に、住みよい地域社会の構築を目指し、信里地域独自の課題解決と併せ、自主的・主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域独自の事業を企画立案、実施に関すること。
- (2) 篠ノ井地区住民自治協議会の各部会が実施する事業への連携、協力に関すること。
- (3) 地域内の意見や提案を集約し、篠ノ井地区住民自治協議会への報告に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと。

(委員・組織)

第4条 本会の委員は、信里地域に居住する住民の代表者及び信里地域内で活動する諸団体等の代表者及び委員長が必要と認めた者とする。

- 2 本会に、役員会及び課題別の部会を置く。
- 3 本会の組織は、別紙「信里地域委員会組織図」による。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 5名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 地区委員代表(各地区男女各1名) | 30名 |
| (5) 部会長 | 5名 |
| (6) 副部会長 | 5名 |
| (7) 監事 | 2名 |

- 2 本会に事務局長、顧問を置くことができる。

(役員の選任)

第6条 役員の選任は以下とする。

- (1) 委員長は、第4条に規定する信里全住民から募り役員会で推薦し、総会で選任する。
 - (2) 副委員長は、各部会の互選による部会長とし、役員会で推薦し、総会で選任する。
 - (3) 会計は、委員の中から募り、役員会で推薦し、総会で選任する。
 - (4) 地区委員代表は、各地区の区長又は自治会長と女性代表とし、役員会、総会に報告する。
 - (5) 副部会長は、各部会の互選とし、役員会、総会に報告する。
 - (6) 監事は、第4条に規定する信里全住民から募り、役員会で推薦し、総会で選任する。
- 2 補欠の役員は役員会において選任する。
 - 3 顧問、事務局長を置く場合は、委員長が指名し、役員会、総会に報告する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は原則2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会計の任期は、最長2期4年とする。

(役員の職務)

第8条 本会役員の職務は以下とする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は各部会長を兼務し、委員長を補佐すると共に委員長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、信里地域委員会及び各部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 地区委員代表は、第10条で規定する部会に所属するとともに、役員会に出席し、第9条に規定する議案を審議決定する。
- (5) 部会長は、各部会を代表し、会務を総括する。
- (6) 教育公民館部会長は篠ノ井公民館信里分館長を兼務する。
- (7) 副部会長は、部会の運営及び事業に伴う庶務全般を担当し、部会長を補佐すると共に部会長事故あるときはその職務を代理する。
- (8) 監事は、委員会及び部会会計の指導監査を行う。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び三役会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であって、年1回の定期総会と委員長が必要と認めた場合又は会員の過半数以上の請求があった場合に開催する臨時総会とし、委員全員及び住民代表者で構成する。総会では次の事項を審議決定する。
なお、議長は総務部会の副部会長とする。
 - (1) 事業計画・事業報告、予算・決算の承認に関すること。
 - (2) 会則の制定、改廃に関すること。
 - (3) 地域内における業務の執行、調整に関すること。
 - (4) 役員の選任、承認に関すること。
 - (5) その他本会に係る基本的事項及び重要事項の決定に関すること。
- 3 役員会は、委員会三役、地区委員代表及び副部会長で構成し、委員長が必要と認めた場合に開催する。会議では、次の事項を審議決定する。
なお、議長は総務部会主事とする。
 - (1) 事業計画・事業報告、予算・決算の承認に関すること。
 - (2) 総会提出議案の策定及び総会決定事項の執行に関すること。
 - (3) 部会の設置変更及び第10条に規定する諸団体等の活動所属部会の構成に関すること。
 - (4) 地域内の各地区・住民グループからの提起課題の調整・執行方針の検討及び広域的課題の企画立案に関すること。
 - (5) 地域公民館活動定着により、市立公民館からの支援体制確保に関すること。
 - (6) 農協・地域事業者との相互要請にもとづく支援・協力に関すること。
 - (7) その他、他に属さない本会の運営にかかる事項に関すること。
- 4 三役会は、委員会三役をもって構成し、委員長が必要と認めた場合に開催する。会議では次の事項を審議決定する。
なお、議長は委員長とする。
 - (1) 地域内における業務の執行、調整に関すること。
 - (2) 地域内の各地区・住民グループからの提起課題の調整・執行方針の検討及び広域的課題の企画立案に関すること。
 - (3) 総会及び役員会提出議案の事前審査に関すること。
 - (4) 緊急事項に関すること。

(部会)

- 第10条 部会は、本会の事業実践機関であって、第3条に規定する活動を効果的かつ能率的に推進するため、次の5部会をもって構成する
- 総務部会 ○教育・公民館部会 ○地域振興・環境・安全部会 ○社会福祉部会
 - 調査・提言部会
- 2 部会は3項に規定する部会員と信里地域で活動する諸団体の内、当該活動所属部会に属する団体長をもって構成する。
- 3 部会員の選任
- (1) 総務部会員
各地区の区長又は自治会長とする。
 - (2) 教育・公民館部会
各地区の公民館長とする。
 - (3) 地域振興・環境・安全部会
各地区で選任する。
 - (4) 社会福祉部会
各地区の福祉推進員とする。
 - (5) 調査提言部会
各地区の女性地区委員代表とする。
- 4 部会の職務
- (1) 総務部会
 - ・行政連絡に関する事
 - ・各地区の連携に関する事
 - ・篠ノ井地区住民自治協議会との連携、協力に関する事
 - ・信里地域内の各種団体等の連携、協力に関する事
 - ・防災対策に関する事
 - ・その他部会が必要と認めた事項。
 - (2) 教育・公民館部会
 - ・人権教育に関する事。
 - ・スポーツの推進、育成に関する事
 - ・地区公民館との連携、協力に関する事
 - ・篠ノ井公民館との連携、協力に関する事
 - ・青少年育成に関する事
 - ・文化交流に関する事
 - ・その他部会が必要と認めた事項。
 - (3) 地域振興・環境・安全部会
 - ・地域産業の育成推進に関する事
 - ・遊休農地復元活用に関する事
 - ・有害鳥獣対策に関する事
 - ・環境美化保全に関する事
 - ・交通安全に関する事
 - ・防犯対策に関する事
 - ・その他部会が必要と認めた事項。
 - (4) 社会福祉部会
 - ・保健福祉に関する事
 - ・社会福祉に関する事
 - ・健康長寿に関する事
 - ・その他部会が必要と認めた事項。

(5) 調査・提言部会

- ・広報、公聴に関すること
- ・信里地域内の住民課題の調査研究に関すること
- ・その他部会が必要と認めた事項。

(検討委員会の設置)

第11条 本会は、本会の運営に必要と認めた事項の検討を行う検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会の委員は、委員長が指名し、三役会の承認を得る。

3 検討委員会は、三役会の承認を得たときに始まり、結果を三役会に報告したときに終わる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要と認めた事項について、役員会に諮り委員長が別に定めることができる。

(付則)

1.この会則は、平成31年4月1日から施行する。